平成２３年（フ）第１０６３号
札幌市北区篠路５条４丁目４番19号　ハイグレード54―102号
債務者　野上亜由美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０６５号
札幌市豊平区水車町１丁目４番24号　リバーサイドサンホーム８号
債務者　片岡　篤
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０７６号
札幌市白石区南郷通６丁目南２番４―204号
債務者　斉藤　勝則
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０８５号
札幌市西区二十四軒２条４丁目３番20号　エムズ24軒102号
債務者　竹田　敏光
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１４４号
札幌市豊平区平岸１条17丁目５番１―202号
債務者　後藤真奈美（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７号
青森県十和田市元町東５丁目３番６号
債務者　和田タカ子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第２８号
山形県鶴岡市外内島字明神川原６番地９
債務者　石崎　えみ
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第２９号
山形県鶴岡市家中新町１番41号　フレグランスヒルズ102号室
債務者　佐藤賀代子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第１２７号
群馬県前橋市西片貝町五丁目26番地４　けやきヒルズ西片貝203号
債務者　多胡　貴弘
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１８６号
群馬県渋川市中郷451番地42　Ｃ棟岡田荘
債務者　島田　澄子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１８７号
群馬県前橋市箱田町488番地２
債務者　梅澤惠美子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１４３号
群馬県高崎市中居町１丁目23番地１　マンション吉井１－Ｂ号
債務者　櫻井　浩
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１４８号
群馬県藤岡市藤岡1974番地１　シャリテⅡ102号室
債務者　小林　智絵
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２０５号
埼玉県春日部市八丁目241番地
債務者　筑波　義則
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１８９号
埼玉県東松山市加美町６番１号
債務者　大澤　香織（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２０６号
埼玉県東松山市本町２丁目３番35号　鈴木アパート１Ｆ東
債務者　根岸　芳夫
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１７４２号
千葉市稲毛区山王町23番地１　ハイツ梅村103
債務者　矢上　博幸
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係